

下水道建設検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 下水道企画部・下水道施設部は、下水道事業の維持管理も考慮した建設をするうえで、新技術や制度の導入を含め、総合的な検討並びに審査を行い、さらなる事業の適正かつ効率的な執行を図るため、建設検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討並びに審査する。

- (1) 新技術、新制度に関する事項
 - (2) 設計・積算・施工に関する技術的事項
 - (3) 実施設計業務に関する事項
 - (4) 千葉県下水道用鋳鉄製マンホールふたに関する事項
- なお、この詳細については、別途運営細目に定める。

(組 織)

第3条 委員会は、別表1、2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 前項に定めるもののほか、委員長が指名する者を委員として参加させることができる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係課（所）職員を委員会に出席させ意見を求める事ができる。
- 3 委員会は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、下水道経営課と下水道整備課に置く。

なお、事務分担については、別表1、2のとおりとする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じてワーキンググループを置く事ができる。

- 2 グループは、委員会から付託された事項について検討し、委員会に報告する。
- 3 グループ員は、委員長が指名する。
- 4 グループには班長を置き、班長は委員長が指名した者とする。
- 5 グループは、班長が必要に応じて招集する。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年 2月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 1月16日から施行する。